■ お知らせ 新型コロナウイルス感染症に関して人権への配慮をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染した人やその家族、治療にあたった医療 機関関係者、海外から帰国された人などに対する根拠のない差別的な対応やインター ネットでの書き込みが広がっているとの報道があります。



赤十字 ホーム ページ

ウイルス感染は、感染者自身の意思で行われたものではなく、誰にでも起こり得るも のです。不確かな情報や誤った認識に惑わされることなく、また、人権侵害につながる ことのないよう、ご配慮をお願いします。

| 相談名 | 相談窓□ | 電話番号 | 相談日時 | |
|------------|--------------|--|-----------------|--|
| 法務省の人権問題相談 | みんなの人権 110 番 | 0570-003-110 全国共通人権相談ダイ 平日 8:30 ~ 17:15 | | |
| | 子どもの人権 110 番 | 0120-007-110 | 平日 8:30 ~ 17:15 | |
| | 外国語人権相談ダイヤル | 0570-090-911 | 平日 8:30 ~ 17:15 | |

新型コロナウイルスによる感染症は、世界中で感染の拡大が続いている状況です。 予防はもちろん、不安から差別につながることがないように心掛けましょう。

|問:保健福祉課 電話:72-1212

■ お知らせ 新型コロナウイルス感染症に 関するお役立ち動画

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、キッ チンペーパーマスクの作り方や、 運動不足にならないために自宅で できる簡単ストレッチの方法など を紹介する動画を町ホームページ でお知らせしています。



愛南町 ホーム ページ

■ お知らせ 新型コロナウイルス感染症に 関する町の相談窓口

| 相談内容 | 担当課 | 電話番号 |
|-----------------------|-------|---------|
| 感染予防 一般相談 | 保健福祉課 | 72-1212 |
| 特別定額給付金 (10万円の給付金) | 総務課 | 72-1211 |
| 事業者への経済 支援 | 商工観光課 | 72-7315 |



愛南町 ホーム ページ

問:保健福祉課 電話:72-1212

■ お知らせ 愛南漁協が「ぎょしょく鮮魚ボックス」公式オンラインショップを開設

愛南漁業協同組合では、町の支援を受けてマダイ、媛ス マ、サツキマス等の公式オンラインショップを開設し、個 人向けのネット販売を開始しました。

新型コロナウイルス感染症の拡大で外出自粛が続き、全 国的に外食需要が停滞しています。

おうちで過ごす時間が増え、料理をしたり、家族で食卓 を囲む機会が増えたのではないでしょうか。そんな今だか

らこそ、愛南漁協が伝えたいことは町が推進し ている「ぎょしょく」を通じておうち時間を楽 しんでいただくことです。

魚をさばくのが苦手な方でも、3枚におろし たフィレなどを販売していますので、ぜひとも おうちで愛南町のおいしい魚を食べてみてくだ さい。



愛南漁協 オンライン ショップ

∥問:愛南漁業協同組合深浦本所 電話:72-1135

水産課 電話:72-7312



■ お知らせ 新型コロナウイルス感染症の影響で町税や使用料等の納付が難しい皆さまへ 納税等の猶予(特例)制度をご利用ください【無担保・延滞金なし】

▶対象者

次の①②のいずれも満たす方が対象となります。

①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月 以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業等に係る収 入が前年同期に比べおおむね20%以上減少していること。 ②町税等を一時に納付することが困難であること。

▶対象となる町税等

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が 到来する町税等、水道料金、住宅使用料、下水道使用料、 保育料および放課後児童クラブ保護者負担金が対象となり ます。

| 町税・使用料等 | 担当課 | 電話番号 |
|--------------------|-------|---------|
| 町税等 | 税務課 | 72-7301 |
| 水道料金 | 水道課 | 72-0835 |
| 下水道使用料 | 環境衛生課 | 72-7316 |
| 住宅使用料 | 建設課 | 72-7313 |
| 保育料 | | |
| 放課後児童クラブ 保護者負担金 | 保健福祉課 | 72-1212 |

※これらのうち、すでに納期限が過ぎているものについても、さかのぼってこの特例 を利用することができます(ただし、未納の場合に限ります)。

▶申請手続き等

令和2年6月30日火または各納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。 申請を希望される方は、申請書を郵送しますので税務課にご連絡ください。なお、 収入や現預金の状況が分かる資料をご準備いただきますようお願いします。

愛南町 ホーム

▶申請の受け付け

送付された申請書に収入や現預金等の状況が分かる資料を添付し、6月30日似または各納期限ま でに役場(本庁)の各担当課に提出してください(郵送可)。

記入方法など不明な点がありましたら、各担当課にお問い合わせください。

■ お知らせ 子育で世帯対象の臨時 特別給付金が支給されます

新型コロナウイルス感染症の影響を受けてい る子育て世帯を支援するため、児童手当(本則給 付)を受給する世帯に対して臨時特別給付金が支 給されます。

- ▶対象者 令和2年4月分(3月分を含む)児童 手当を受給されている方
- ▶対象児童 令和2年4月分の児童手当の対象 となっている児童(令和2年3月分の児童手当の 対象で、4月から新高校1年生となる児童など を含みます)
- ▶支給額 対象児童1人につき1万円(1回限り)
- ▶支給時期 7月ごろ(予定)
- ▶支給方法 公務員を除いて申請は不要です。 児童手当を支給している口座に振り込みます。 ただし、受給を希望しない方は手続きが必要で す。

6月ごろに支給対象のご家庭に 案内文書をお送りしますのでご確 認いただき、不明な点はお問い合 わせください。



愛南町 ホーム ページ

| 問:保健福祉課 電話:72-1212

■ お知らせ 特別定額給付金の申請を お忘れなく(8月14日金まで)

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、家計 への支援を目的に支給される特別定額給付金に 関して、町内の各世帯に案内文書と申請書類一 式を発送しています。

書類が手元に届きましたら、同封の記入例を 参考に申請書を作成いただき、必要な添付書類 とともに役場総務課に送付してください。

なお、窓口の混雑などで新型コロナウイルス の感染拡大が生じないよう、できる限り来庁で はなく返信用封筒での送付にご協力をお願いし ます(やむを得ない場合は役場本庁または各支所 の窓口にお越しください)。

詳しくは町ホームページをご覧いただくか、 総務課にお問い合わせください。

- ▶支給額 給付対象者1人につき10万円
- ▶申請に必要なもの ①申請書(認 め印) ②公的身分証明書の写し ③預(貯)金通帳の写し
- ▶申請期限 8月14日金

▋問:総務課

電話:72-1211



愛南町 ホーム ページ

マチヤクバ便リ 町の施策・情報をお伝えします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて : ■ b知らせ さくらひめ購入で ■ お知らせ いる方へ 国民年金保険料免除の申請ができます

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の 納付が困難になった場合、臨時特例による保険料の免除・猶 予および学生納付特例の申請が行えます。

▶対象者

- ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響に より収入が減少した方
- ②令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所 得の見込みが、保険料免除等に該当する水準になることが 見込まれる方
- ▶免除・猶予等の対象期間

令和2年2月分以降の国民年金保険料が対象 となります。

▼申請に必要な書類

国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得 の申立書(簡易な所得見込額の申し立て)、学生の 方は学生証のコピー

申請関係書類は町民課または宇和島年金事務 所の窓口に用意しています。

|問:宇和島年金事務所 電話:0895-22-5440

町民課 電話:72-7300



愛南町 ホーム ページ

生産者を支援

愛媛県が開発したデルフィニウム の新品種「さくらひめ」の普及と、 新型コロナウイルス感染症の影響で 出荷が減少している牛産者の支援を 目的に、町職員が5月10日(日)の母の 日に合わせて花束を購入しました。

生産者の門田淳さん(小山)は、 「花に見せ場をつくっていただき、 ありがとうございます。こんなとき なので、さくらひめを見て少しでも 喜んでもらえたら幸いです | と話し ました。

さくらひ

|問:農業支援センター 電話:72-7311

■ お知らせ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者向け支援施策のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者向けの支援施策を町ホー ムページでお知らせしています(下記は一例です)。



愛南町 ホーム ページ

| 名 称 | 支援内容 |
|----------------------------------|---|
| 商工業者賃貸料等補助金 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業績が悪化している商工業者が借り上げている店舗等の賃貸料または固定資産税相当額(自己所有の場合)を助成します(3カ月分。上限15万円)。 |
| 愛南町半額テイクアウト事業 | 町民(在勤·在学を含む)が登録店での持ち帰り商品を購入する際に購入金額 が最大半額になる制度「愛南町半額テイクアウト事業」を実施します。 |
| 中小企業者経営安定化支援金 | 新型コロナウイルス感染症の影響により業績が悪化し、国等の関連融資を受けた町内の事業者に対し支援金を給付します(融資額の 1/3。上限 50 万円)。 |
| 愛媛県新型コロナウイルス感染症対策 資金への利子補給 | 愛媛県新型コロナウイルス感染症対策資金の一部融資枠について、融資を受けた事業者に金利 1.0 パーセントを県と町が半分(0.5パーセント)ずつ 3 年間負担します(実質無利子)。 |
| 新型コロナウイルス感染症感染防止用 品補助金 | 新型コロナウイルス感染症感染防止対策のための感染防止用品(マスク、アルコール消毒液等)を購入した町内事業者に対して、購入費用の半額を助成します(上限5千円)。 |
| 中小企業者経営強化補助金 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、生産性の向上に取り組む中小企業者に対して、補助金を交付します(助成率 1/6。上限 30 万円)。 |
| 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている農林漁業者向け金融支援 | 新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況等が悪化している場合に、 農林漁業に従事されている方々が利用できる制度資金等をお知らせします。 |

| 問:商工観光課 電話:72-7315

町の施策・情報をお伝えします。

■ お知らせ 食べて応援!「テイクアウトAINAN半額キャンペーン」

新型コロナウイルスの感染拡大により、町内の飲食店では来客数が急減し、売り上げが減少するなど、大きな影響が出ています。また、不要不急の外出を自粛することで、町民の皆さまが自由に外食することができない状況が続いています。

そこで愛南町では、愛南町商工会と連携して、町内の飲食店を支援するとともに、町民の皆さまが町内の飲食店のメニューを味わうことができるテイクアウトの利用を促進する「テイクアウトAINAN半額キャンペーン」を実施しています。

「テイクアウトAINAN半額キャンペーン」概要

- ▶実施期間 5月18日(1)~6月30日(火)
- ※キャンペーンは予告なく終了することがあります。
- ▶割引内容 愛南町民(在勤・在学を含む)の皆さまが登録店で持ち帰り商品を購入すると、購入金額が最大半額になります(1,000円から10,000円までのお買い上げで購入金額が半額になり、10,000円以上お買い上げの場合は、5,000円割引となります)。
- ▶割引方法 商品ご購入の際に、愛南町民であることが分かる確認書類(運転免許証、学生証、保険証など)の提示と領収証への署名にご協力をいただきます。
- ▶登録店 店頭に黄色ののぼりを掲げています。 ぜひこの機会に「テイクアウトAINAN半額キャンペーン」登録店を積極的に利用し、応援していただきますようお願いします。





◀キャンペーン概要登録店舗情報など(愛南町ホームページ)

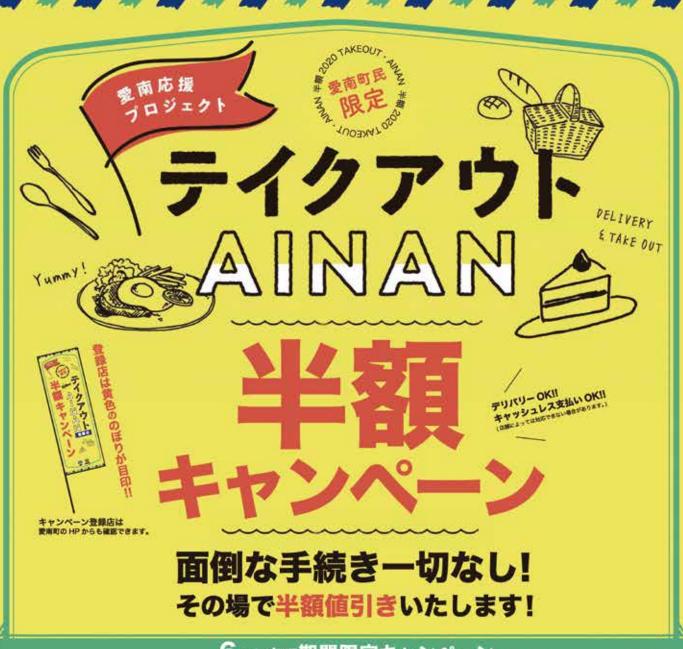
|問:商工観光課 電話:72-7315

▶登録店情報[登録順]

R2.5.20 現在

| 店 名 | 所在地 | 電話番号 |
|------------------|------|---------|
| 珈琲館花の木 | 御荘平城 | 73-0012 |
| お好み焼きひらの | 御荘平城 | 73-2169 |
| お食事処亀一 | 城辺甲 | 72-0493 |
| 焼き鳥ねね | 御荘平城 | 72-2158 |
| 萬翠 | 城辺甲 | 72-0304 |
| じゅうじゅ | 城辺甲 | 72-0178 |
| 爛漫亭 | 城辺甲 | 72-3600 |
| サッポロラーメン内海店 | 柏 | 85-0415 |
| 炭焼き船波 | 柏 | 85-0939 |
| ビストロシェフミー | 城辺甲 | 73-1906 |
| 鉄板かめお | 増田 | 84-1278 |
| 瀬戸鮨 | 蓮乗寺 | 72-3728 |
| 酒彩家遊厨 | 御荘平城 | 72-5900 |
| サンパール観光㈱ | 御荘平城 | 72-3131 |
| パティスリー・ジュテーム愛南店 | 御荘平城 | 72-7055 |
| ナチュラル工房 la vita | 城辺甲 | 72-2080 |
| ぶー・ふー・うーキッチン | 城辺甲 | 72-2628 |
| お食事処なにわ | 御荘平城 | 72-1411 |
| ファミリーレストラン大樹 | 御荘平城 | 73-0717 |
| ゆらり内海 | 須ノ川 | 85-1155 |
| 山出憩いの里温泉レストラン遊花亭 | 緑乙 | 72-3778 |
| ヤマザキYショップ愛南 | 広見 | 73-7855 |
| にしむら | 御荘平城 | 73-0754 |
| 伊勢屋 | 城辺甲 | 72-5229 |

| 店 名 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------|------|---------------|
| ダイニング桜坂 | 城辺甲 | 72-0886 |
| 梶原製菓 | 城辺甲 | 72-0372 |
| 亀きち | 柏 | 85-0135 |
| 珈琲専門店アンベール | 御荘平城 | 72-1770 |
| ウッディハウス華山 | 御荘平城 | 72-1420 |
| 水門 | 御荘平城 | 73-2702 |
| 菓子工房いけだ | 御荘平城 | 72-0725 |
| ワイズ (Y.s) | 中川 | 84-3553 |
| 愛南市場食堂 | 鯆越 | 73-2556 |
| 喫茶マルセン | 一本松 | 84-3066 |
| 山口鮮魚 | 緑丙 | 72-6211 |
| 松岡鮮魚 | 城辺甲 | 72-0638 |
| Yショップ西海店 | 船越 | 70-3012 |
| 魚安 | 御荘平城 | 72-0711 |
| 岡本鮮魚 | 城辺甲 | 72-0142 |
| スナックアクトレス | 城辺甲 | 090-4975-0901 |
| ドルフィン | 城辺甲 | 73-2295 |
| 丸忠寿し | 城辺甲 | 73-1099 |
| ばちこい | 御荘平城 | 72-0698 |
| こまつ | 城辺甲 | 72-5303 |
| 大下民宿 | 中泊 | 82-0211 |
| お食事処ゆうき | 御荘平城 | 72-5678 |
| 浜寿司 | 城辺甲 | 72-1566 |
| コーヒーイン汽車ぽっぽ | 御荘平城 | 72-3836 |



6月末まで期間限定キャンペーン

新型コロナウイルスの感染拡大で外出の自粛が続いています。愛南町では、ご家庭で手軽に飲食店の味が楽しめる 「テイクアウト AINAN 半額キャンペーン」を実施します。テイクアウトを食べることで売上が減少している町内 の飲食店の支えになります。「オール愛南」でこの危機を乗り越えていきましょう。がんぱろう愛南!

対象のお店でテイクアウトをご利用に なる際に要南町民であることがわかる 確認書類を提示してください。 例:運転免許証、学生証、保険証など

学生証

飲食店のみなさんへ

本キャンペーン事業に参照するには、店舗の登録が必要です。 詳しくは、使用可適工観光線 (TELO895-72-7315) までお問い合わせください。

3777 2

お買い上げ総額 1,000円~10,000円で 半額割引となります。

お支払いの際、領収証に署名のご協力をお願いいたします。 ※ お買い上げ範疇 10,000 円以上の場合は、5,000 円値引きとなります。





■ お知らせ 愛南町新型コロナウイルス感染症対策本部からお知らせします

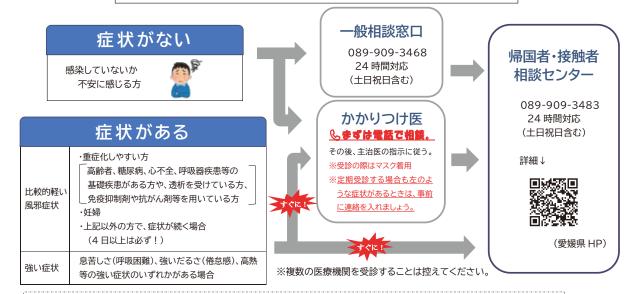
相談窓口

5月8日付けで「帰国者・接触者相談センター」の相談目安「体温37.5度以上」の基準が削除されました。

愛南町新型コロナウイルス感染症対策本部 (R2.5.12作成)

町民の皆様への お知らせ

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安が変わりました



<u>お子様をお持ちの方へ</u>

| | 小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

持病があり定期に受診をされている方へ

感染を恐れて受診をためらうことにより、持病の悪化が懸念されます。自己判断で治療を中断せず、電話でかかりつけ医に相談しましょう。



◎ 健康面のご不安・ご心配など一般的な健康相談については、城辺保健福祉センターまでお問い合わせください。 TEL:73-7400

感染拡大回避行動

(5月8日金) 愛媛県知事の会見より)

①うつらないよう自己防衛! (手洗い・換気・健康管理)

- ②うつさないよう周りに配慮! (体調不良のときは自宅療養・ 人との距離をとる)
- ③県外の外出自粛と3密回避! (感染拡大地域(特定警戒都道府 県)や繁華街の接待を伴う飲食 店等は特に注意)

医療従事者応援動画



愛媛CATV 動画

医療従事者の皆さまへ

最前線で町民を守ってくださる 医療従事者の皆さんに 心から感謝します 元気でそこに居てくださること 日々私たちに寄り添って くださることに対して ありがとうの気持ちで いっぱいです



町からの情報

新型コロナウイルスに関する情報や、町関係の行事・会議の中止や各施設の開閉予定、国の施策に関することなどを取りまとめて町ホームページでお知らせしています(情報は随時更新しています)。

※このページに記載している情報は令和2年5月現在のものです。

||問:保健福祉課 電話:72-1212



「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

| 感染防止の3つの基本: | ①身体的距離の確保、 | ②マスクの着用、 | ③手洗い |
|-------------|------------|----------|------|
| | | | |

- □人との間隔は、<u>できるだけ2m(最低1m)</u>空ける。
- 口遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- □会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 口外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 口家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- □手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- □感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 口帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 口発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- □地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- □まめに手洗い・手指消毒 □咳エチケットの徹底 □こまめに換気
- □身体的距離の確保 □ 「3 密」の回避(密集、密接、密閉)
- □ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養















外出控え

密集回道

密接回避

密閉回過

換気

咳エチケット

手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 口通販も利用
- □1人または少人数ですいた時間に
- □電子決済の利用
- □計画をたてて素早く済ます
- ロサンプルなど展示品への接触は控えめに
- ロレジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- □公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 口筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ロジョギングは少人数で
- 口すれ違うときは距離をとるマナー
- 口予約制を利用してゆったりと
- 口狭い部屋での長居は無用
- 口歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- □会話は控えめに
- □混んでいる時間帯は避けて
- 口徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 口持ち帰りや出前、デリバリーも
- 口屋外空間で気持ちよく
- □大皿は避けて、料理は個々に
- 口対面ではなく横並びで座ろう
- □料理に集中、おしゃべりは控えめに
- 口お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 口多人数での会食は避けて
- 口発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- □テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □ オフィスはひろびろと □会議はオンライン □名刺交換はオンライン □対面での打合せは換気とマスク
- ※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

■ お知らせ 令和2年度の各地区の行政協力員(正・副)をお知らせします

行政協力員(正・副)は、地区(行政区)内の自治組織の代表者(区長)が充てられ、町と地域住民との間の連絡調整を行う役割を担っています。行政協力員の委嘱は町長が行い、町行政の民主的かつ効率的な運営を図ることを目的としています。

| 内海地域 | | | | | | | |
|--|-----------------------------|------------|-------|------------------------|------|----------|-------|
| 行政協力員 | | | | | | | |
| 地区名 | 地区名 氏名 地区名 氏名 地区名 氏名 地区名 氏名 | | | | | | |
| ## a c c c c c c c c c c c c c c c c c c | | | | | | | |
| な がみやま 魚神山 | 栗木 岩和 | いえくし 家串 | 磯和 治行 | ^{すのかわ} 須ノ川 | 山内 優 | かしわ 柏 | 小島 豊久 |

| 一本松地域 | | | | | | | | |
|----------------|--------|-------------------|--------|----------------------------|--------------|-----------------------|-------------|--|
| 行政協力員 | | | | | | | | |
| 地区名 | 氏名 | 地区名 | 氏名 | 地区名 | 氏名 | 地区名 | 氏名 | |
| 正木 | 岡本 健 | こ やま 小山 | 岩村 一男 | びろみ広見 | 田原 知博 | ^{みちくら} 満倉 | 亀井 弘 | |
| ますだ 増田 | 石河 浩 | 中川 | 篠田 美登 | うわおおどう 上大道 | きら 徳岡 朗 | いっぽんまつ | 岩村 讓二 | |
| | | | 副行政 | 協力員 | | | | |
| 地区名 | 氏名 | 地区名 | 氏名 | 地区名 | 氏名 | 地区名 | 氏名 | |
| しもぐみだいいち 下組第一 | 山本 卓 | なかぐみ 中組 | 中澤 良夫 | おおまた 大又 | 保田 三十志 | 東一 | 稲田 智一 | |
| しもぐみだい に 下組第二 | 毛利 洋一 | にしなかぐみ 西中組 | 近藤 一弘 | がげひら 影平 | 西村 信男 | 東二 | 上甲 英明 | |
| とくだ | 清水 宏 | うとぐしだいいち 内尾串第一 | 宮本 寛士 | なもと名本 | かつゆき 濵 克行 | _{にしいち} 西一 | 徳田 正和 | |
| まやのかわ 宮川 | 黒岩 松秀 | うとぐしだいに 内尾串第二 | 増本 一二三 | なる | 島津 惠二 | 西二 | 和泉 尚夫 | |
| 本村 | 蕨岡 一郎 | うとぐしだいさん 内尾串第三 | 増岡 利彦 | ^{みつ の} 光野 | 山口愼一 | ッぽはま 坪浜 | 和泉 信之 | |
| でざいしょ | 國松 節 | ひろおか広岡 | 岩村 直樹 | ちゃどう 茶堂 | 垣本 照彦 | にしぐみ 西組 | 水野 重利 | |
| 大駄場 | 蕨岡 努 | vsilt 平畑 | 芝孝博 | ゆみはり 弓張 | 高田 英和 | とうぶ だいいち 東部第一 | 鎌田先 | |
| おおだ太田 | 内倉 長藏 | なかぐし中串 | 山口 幸則 | こたく古宅 | 岡原 洲宏 | とうぶだいに 東部第二 | 新谷 一 | |
| かめのくし | 柿本 守 | 東小山 | 浅山 稔 | ^{だば} 駄場 | 大森 正樹 | なん ぶ南部 | 久保 達生 | |
| はちにんぐみ 八人組 | 山﨑 伸二 | まんむらだいいち 本村第一 | 溝垣 克敏 | おかだ ば 岡駄場 | 嘉新 満雄 | 世のぶ | 増川 恭司 | |
| 東中屋 | 吉弘 宗二郎 | ほんむらだい に本村第二 | 嘉喜山 茂 | なる 名路 | 宮本 彰 | 北部 | 浅山 進一 | |
| にしなかや 西中屋 | 田原 駒夫 | 坂石 | 市村賢 | かいやま | 石黒 幸司 | | | |
| ひがしなかぐみ 東中組 | 岡﨑 正志 | しんでん 新田 | 新田 雅昭 | 〈 ff え 久保江 | 沖野 利文 | | | |

令和2年度「広報あいなん」発行日

次の日程で「広報あいなん」や回覧文書等を役場から各地区の行政協力員(正・副)にお届けします。 町内各戸に届くのは発行日以降(発行日から数日後が目安)ですのでご留意ください。

また、発行日の午前8時30分に紙面データ(PDF)を町ホームページに掲載します。

| 6月号 | 7月号 | 8月号 | 9月号 | 10 月号 | 11 月号 | 12 月号 | 1月号 | 2月号 | 3月号 |
|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 5/29 | 6/30 | 7/31 | 8/31 | 9/30 | 10/30 | 11/30 | 12/25 | 1/29 | 2/26 |
| 金 | 似 | 金 | (月) | (水) | 金 | (月) | 金 | 金 | 魵 |

愛南町 ホームページ

| 御荘地域 | | | | | | | |
|-----------------------|-------------|------------------------------|-------|--|--|--|--|
| 行政協力員(正・副) | | | | | | | |
| 地区名 | 氏名 | 地区名 | 氏名 | | | | |
| きくがわだい 菊川第一 | 谷口弘 | ながつきだい 長月第 | 坪﨑 正行 | | | | |
| きくがわだい 菊川第2 | 若松 好和 | ^{ながつきだい} 長月第 2 | 松本 恭彦 | | | | |
| きくがわだい 菊川第3 | 藤村 雄二 | ^{ながつきだい} 長月第3 | 森本 守 | | | | |
| きくがわだい 菊川第4 | 西川 誠 | ^{ながつきだい} 長月第 4 | 髙橋 純一 | | | | |
| ひらやま 平山 | 上甲 勝則 | ^{ふっさき} 節崎 | 藤井 求 | | | | |
| をがす 長洲 | 久保 郁夫 | 馬瀬 | 型下 善央 | | | | |
| ^{ながさき} 長崎 | 長田 正昭 | a どる 深泥 | 相山 力 | | | | |
| かいづか 貝塚 | 鎌田 和宏 | ぼうじょうなるかわ 防城成川 | 相山 健 | | | | |
| ャ たの八幡野 | 岡本 光博 | ^{あかみず} 赤水 | 増田 智彦 | | | | |
| まんまち 本町 | 岡 勲 | たかはた 高畑 | 西家 正人 | | | | |
| てらしんまち 寺新町 | 宮川 利章 | Lywin 尻貝 | 梶田 修二 | | | | |
| さかえまち 栄町 | 若田 正 | sく たに 奥の谷 | 猪野 孝雄 | | | | |
| かみまち上町 | 永井 善也 | なか たに 中の谷 | 濵田 曉 | | | | |
| 馬場 | 廣濱 重人 | ^{こうで} 高手 | 清水 朋人 | | | | |
| 下永ノ岡 | ずれ 菊池 英雄 | ^{なだまえ} 灘前 | 二宮與 | | | | |
| かみなが おか 上永ノ岡 | 船平 晃 | そうず 左右水 | 宮下 悦男 | | | | |
| ゎぐちだい 和口第 | 清家 邦雄 | tage ii 猿鳴 | 猪野 毅 | | | | |
| ゎ ぐちだい 和口第 2 | 田中 均 | | | | | | |

| 西海地域 | | | | | | |
|-------------------|-------|--------------------------|-------------|--|--|--|
| | 行政協力員 | 【(正・副) | | | | |
| 地区名 | 氏名 | 地区名 | 氏名 | | | |
| さいだ 越田 | 池田 栄 | _{おおなるかわ} 大成川 | 清家 真二 | | | |
| ゆだち弓立 | 内田 勝 | こ なるかわ 小成川 | 和田嗣利 | | | |
| 小浦 | 中田 強 | ^{ふくうら} 福浦 | 福田 久 | | | |
| かしづく | 清水 牛郎 | _{むぎがうら} 麦ケ浦 | ゆきだ ひとし幸田 均 | | | |
| 船越 | 長岡 健治 | む しゃどまり 武者泊 | 畑部 又勝 | | | |
| Ot If 久家 | 山下 龍男 | そとどまり 外泊 | 楠葉 和弘 | | | |
| しもひさ げ ア久家 | 山下 勇造 | なかどまり 中泊 | 吉田 俊廣 | | | |
| たる み 樽見 | 清水 辰夫 | うちどまり 内泊 | 田村 次郎 | | | |

|問:総務課 電話:72-1211

| 城辺地域 | | | | | |
|--|--------|-----------------------|--------|--|--|
| | | (正・副) | | | |
| 地区名 | 氏名 | 地区名 | 氏名 | | |
| きうづ 僧都 | 中尾 滋 | うしる 後3 | 菊田 美徳 | | |
| やまいだし 山出 | 川越 基広 | 清水 | 前田 良成 | | |
| がじごうかみ 梶郷上 | 久德 人志 | ^{おき} 沖 I | 中平 祥造 | | |
| がじごうしも 梶郷下 | 近藤 英雄 | ^{おき} 沖 2 | 尾崎 敏治 | | |
| 大道上 | 吉田 かおる | ^{まっもと} 松本 | 岡田 正寿 | | |
| まおどうしも 大道下 | 山口 邦男 | 〈 (f 久保 | 中田 充 | | |
| がしとこ 樫床 | 田中 稔人 | とりごえ 鳥越 | 岸本 房雄 | | |
| 世口 | 河島 和雄 | 中原 | 清水 清純 | | |
| r L to | 小川 久幸 | 土居 | 土岐 正之 | | |
| _{おか} 岡 | 三原 克夫 | み しまだん ち 三島団地 | 廣岡 憲彰 | | |
| なかみとり 中緑 | 金繁 亮 | れんじょう じ 蓮乗寺 | 藤森 公夫 | | |
| ਣ ਹੋ じ 当時 | 中山 以佐夫 | かきもと 脇本 | 尾﨑 孝 | | |
| 下緑 | 増本 和義 | ^{なかたま} 中玉 | 本多 正志 | | |
| 左谷 | 金平 髙文 | 大浜 | 武田 徳幸 | | |
| 太場 | 松本 一郎 | がきのうら 柿ノ浦 | 前田 浩 | | |
| とはた 豊田 | 安岡 昌彦 | _{あつもり} 敦盛 | 三原 誠二 | | |
| 神越 | 土居 英紀 | 岩水 | 岡 雄次 | | |
| なかたに中の谷 | 高平 修夫 | ^{かきうち} 垣内 | 前田 末光 | | |
| 鼻 | 宮本 寛司 | 東浜 | 吉田武彦 | | |
| しもなが の 下長野 | 宮﨑 茂 | ^{なかぐみ} 中組 | 東本 健太郎 | | |
| たいで 石井手 | 石崎 安男 | ^{おくまえ} 奥前 | 前田 善正 | | |
| サック サック サック サック サック サック サック サップ アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア | 湯浅 裕記 | rclus 西浜 | 岩﨑 邦夫 | | |
| * 矢の町 I | 梶原 岩雄 | 鼻前 | 小松 勝彦 | | |
| * 矢の町 2 | 安岡 英也 | は 無越 | 久德 孝広 | | |
| * 矢の町3 | 石村 聖 | ふるつき 古月 | 間口 信昭 | | |
| なかまちかみ中町上 | 布山 叔子 | _{ひづち} 日土 | 山口 喜智 | | |
| なかまちしも 中町下 | 山本 清孝 | 大寿浦 | 幸﨑 健児 | | |
| 北裡 | 裡田 日出夫 | 真浦 | 中川 一喜 | | |
| うしる 後 | 倉田 貴一 | にしま うら 西真浦 | 本多 計清 | | |
| うしる 後2 | 渡邊 真佐留 | しんうら 新浦 | 竹田 武久 | | |

■ お知らせ 愛南町職員の給与・定員管理等を公表します

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2および愛南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、愛南町職員の給与・定員管理等を公表します。なお、紙面の都合上、詳細は町ホームページに掲載しますのでご覧ください。

4. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (H31.4.1 現在)

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|-----|-------|------|-----------|----------|-------|----------|
| 職務 | 主事 | 主査 | 係長・ 主任 | 課長 補佐 | 課長 | 総括 課長 |
| 職員数 | 39人 | 18人 | 58人 | 80人 | 30人 | 2人 |
| 構成比 | 17.2% | 7.9% | 25.6% | 35.2% | 13.2% | 0.9% |

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

愛南町職員の人事評価に関する規則に基づき、毎年1回(定期的に)人事評価を行い、人事管理の基礎資料とし、公務能率の発揮および推進を図っています。

また、人事異動に当たっての希望、勤務状況についての自己評価、現在の仕事についての成果などを申告する自己申告書を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

5. 職員の手当の状況

(1) 期末手当·勤勉手当 (H30 年度)

| 区分 | 期末手当 | 勤勉手当 | 1人当たりの 平均支給額 |
|----|---------|---------|-----------------|
| 賞与 | 2.60 月分 | 1.85 月分 | 1,503 千円 |

(2) 職員手当 (H31.4.1 現在)

| 区分 | 勤続 20 年 | 勤続 25 年 | 勤続 35 年 | 最高 限度額 | その他の 加算措置 | 1人当たり 平均支給額 |
|-----------|---------------------|--------------------|-------------------|------------------|-------------------------------------|----------------|
| 勧奨・ 定年 | 24.58 6875 月分 | 33.27 075 月分 | 47.70 9 月分 | 47.70 9 月分 | 定年前早期 退職特別 措置 (2 ~ 20% 加算) | 17,572 千円 |
| 自己都合 | 19.66 95 月分 | 28.03 95 月分 | 39.75 75 月分 | 47.70 9 月分 | _ | 5,600 千円 |

※職務の級等の区分に応じた6段階の調整月額を決め、職員の在職期間のうち、その月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算しています。

※職員手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に対象 した職員に支給した平均額です。

(3) 特殊勤務手当(H31.4.1 現在)

| (e) (13)(133333 = (110 to 111)(E) | | | | |
|------------------------------------|-------------------|---------|--|--|
| | 支給実績 | 2,924千円 | | |
| H30 年度 決算 | 支給職員1人当たり平均支給年額 | 55,169円 | | |
| 77(7) | 職員全体に占める手当支給職員の割合 | 15.1% | | |
| R1 年度 | 手当の種類 (手当数) | 9 | | |

(4) 時間外勤務手当

| H30 年度 | H30年度 支給実績 | |
|--------|-----------------|----------|
| 決算 | 支給職員1人当たり平均支給年額 | 185千円 |
| H29 年度 | 支給実績 | 68,868千円 |
| 決算 | 支給職員1人当たり平均支給年額 | 197千円 |



愛南町 ホーム ページ

1. 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

| 歳出額 (A) | 人件費 (B) | 人件費率 (B/A) |
|---------------|--------------|---------------|
| 13,806,639 千円 | 2,801,351 千円 | 20.3% |

人口21,296人(平成30年度末現在)

※人件費には、特別職の給与、共済組合負担金、公務災害補 償費等を含みます。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

| 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉 手当 | ≣t |
|--------------|------------|-------------|--------------|
| 1,280,523 千円 | 173,476 千円 | 500,659 千円 | 1,954,658 千円 |

一人当たりの給与費5,585千円(職員数350人) ※職員手当には、退職手当を含みません。

2. 一般行政職給料表の状況 (H31.4.1 現在)

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1号級の | 144,820 | 194,970 | 231,150 | 264,315 | 290,344 | 320,796 |
| 給料月額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 最高号級の | 248,838 | 305,721 | 351,750 | 386,121 | 394,965 | 412,251 |
| 給料月額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

3. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額の状況

(H31.4.1 現在)

| 職種 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|-------|--------|----------|----------|
| 一般行政職 | 44.8 歳 | 306,929円 | 340,287円 |
| 技能労務職 | 52.3 歳 | 261,525円 | 269,217円 |

(2) 職員の初任給の状況 (H31.4.1 現在)

| 区分 | | 愛南町 | 愛媛県 |
|-------|-----|-----------|-----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 184,920 円 | 188,136円 |
| | 高校卒 | 151,554円 | 153,765 円 |

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(H31.4.1 現在)

| 区分 | | 10 年以上 15 年未満 | 15 年以上 20 年未満 | 20 年以上 25 年未満 |
|----------|-----|------------------|------------------|------------------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 240,169 円 | 291,706円 | 328,069円 |
| 一7又1」以9以 | 高校卒 | 215,773円 | 236,677円 | 283,209円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | _ | _ | 236,107円 |
| 拟形力纷拟 | 中学卒 | _ | _ | _ |



9. 職員の服務の状況

(1) 年次有給休暇 (H30.1.1~12.31)

| 総付与日数 | 総取得日数 | | 平均取得 | 消化率 |
|---------|---------|---------|----------|-------|
| (A) | (B) | 職員数 (C) | 日数 (B/C) | (B/A) |
| 8,315 ⊟ | 1,714 ⊟ | 213人 | 8.0 ⊟ | 20.6% |

(2) 育児休業等の取得状況 (H30 年度)

| 区分 | | | 女性 | 合計 |
|---------------------|----------|----|----|----|
| 育児休業取得者数 | | 0人 | 6人 | 6人 |
| | うち新規取得者数 | 0人 | 3人 | 3人 |
| 部分休業取得者数 | | 0人 | 0人 | 0人 |
| | うち新規取得者数 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 深夜勤務および時間外勤務の制限請求者数 | | 0人 | 0人 | 0人 |
| | うち新規取得者数 | 0人 | 0人 | 0人 |

10. 職員の研修および勤務成績の評定の状況

職員の勤務能率の発揮および増進のため、以下の研修を実施しています。

| | | 区分 | 研修名等 | | |
|------|-----------|---------------|-------------------------------|--|--|
| 職場 | 場内研修 | | 接遇研修、法制執務研修ほか | | |
| 114h | 基本 | 階層別研修 | 新採職員研修、中級職員研修、係長 級研修、課長級研修 | | |
| 職場外 | 基本研修 | ステージアッ プ研修 | 行政法講座、政策立案講座、マネジメント能力講座ほか | | |
| 研修 | -开多 派遣研修 | 専門研修機関 | 市町村アカデミー | | |
| | 研修 | 官公庁 | 愛媛県 | | |

11. 職員の福祉

(1) 職員の健康保持、疾病予防対策の状況 (R 元年度) 年に1度、職員定期健康診断および健康相談を実施し、職 員の健康確保に努めました。

また、定期的に産業医が職場を巡視し、健康障害の防止および快適な職場環境の形成を図りました。

(2) 職場の安全衛生の状況 (R 元年度)

労働安全衛生法に基づき、衛生委員会の設置、産業医、衛生管理者等の配置を行い、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全と健康の確保のため安全衛生管理体制を整備しています。

(3) 福利厚生制度に係る負担状況 (H30 年度普通会計決算)

| 区分 | | 負担金額 |
|-----------|--------------|------------|
| 共済組合負担金 | 愛媛県市町村職員共済組合 | 408,479 千円 |
| 大併祖口貝担並 | 愛媛県公立学校共済組合 | 13,218 千円 |
| 愛媛県市町村互助会 | | 2,555 千円 |

(4) 公務災害の状況 (H30 年度)

平成30年度の公務災害の受理および認定件数は2件でした。

(5) 通勤災害の状況 (H30 年度)

平成 30 年度の通勤災害の受理および認定件数は0件でした。

(6) 勤務条件に関する措置要求の状況 (H30 年度)

平成30年度に勤務条件に関する措置要求はありませんで
た。

(7) 不利益処分に関する不服申し立ての状況 (H30 年度) 平成30 年度に不利益処分に関する不服申し立てはありませんでした。

6. 特別職の報酬等の状況 (H31.4.1 現在)

| 区分 | 給料月額 | 期末手当 |
|-----|-----------|-------------|
| 町長 | 770,000 円 | |
| 副町長 | 625,000円 | 年間 3.350 月分 |
| 教育長 | 570,000円 | |

| 区分 | 給料月額 | 期末手当 |
|-----|-----------|-------------|
| 議長 | 286,000円 | |
| 副議長 | 227,000 円 | 年間 3.350 月分 |
| 議員 | 181,000円 | |

7. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

| | 区分 | | 職員数 | | → <i>t</i> >₩淀现由 |
|----------|----------|------|------|------|------------------|
| 部門 | | H30年 | H31年 | 前年比 | 主な増減理由 |
| | 議会 | 3人 | 3人 | 0人 | |
| | 総務 | 52人 | 50人 | △2人 | 業務見直しによる減員 |
| | 税務 | 14人 | 13人 | △1人 | 業務見直しによる減員 |
| 一 | 民生 | 91人 | 89人 | △2人 | 業務見直しによる減員 |
| 瓮 | 衛生 | 29人 | 28人 | △1人 | 業務見直しによる減員 |
| 般行政部門 | 農林 水産 | 25人 | 25人 | 0人 | |
| | 商工 | 11人 | 12 人 | 1人 | 業務見直しによる増員 |
| | 土木 | 16人 | 17人 | 1人 | 業務見直しによる増員 |
| | 小計 | 241人 | 237人 | △4人 | |
| 特 | 教育 | 62人 | 58人 | △4人 | 業務見直しによる減員 |
| 部別門行 | 消防 | 47人 | 47人 | 0人 | |
|) 政 | 小計 | 109人 | 105人 | △4人 | |
| | 病院 | 37人 | 38人 | 1人 | 業務見直しによる増員 |
| | 水道 | 11人 | 11人 | 0人 | |
| 会公 | 交通 | 0人 | 0人 | 0人 | |
| 会計部門 | 下水 道 | 1人 | 1人 | 0人 | |
| ' 」等 | その 他 | 27人 | 24人 | △3人 | 業務見直しによる減員 |
| | 小計 | 76人 | 74 人 | △2人 | |
| 合 | 計 | 426人 | 416人 | △10人 | |

8. 職員の分限および懲戒処分の状況 (H30 年度)

| | 区分 | 種類 | 内容 | 該 | 当 |
|---------------------------------------|------|----------|---|----------------|----------------|
| 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 | | 免職 休職 | ・職に必要な適格性を欠く場合 ・職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 ・刑事事件に関し、起訴された場合 | 0 | 件 |
| | 懲戒処分 | 戒給 停職 | ・法令に違反した場合 ・業務上の義務に違反しまたは職務を 怠った場合 ・全体の奉仕者たるにふさわしくない非 行があった場合 | 戒告 0件 0件 | 停職 0件 0件 |

| 問:総務課 電話:72-1211

町の施策・情報をお伝えします。

■ お知らせ 土砂災害警戒情報を緊急速報 メールで配信します

愛媛県では、5月26日火から土砂災害発生の危 険性が高まったときに、住民の皆さまの避難行動の 参考となる土砂災害警戒情報を緊急速報メールで 配信しています。

緊急速報メールが配信されたら、一人一人がそ の後の気象情報や町から発表される避難に関する 情報に注意し、早めの避難に心掛けてください。

平野部などの土砂災害の影響が直接ないところ にも配信されますが、土砂災害の可能性がある地域 に必要な情報となりますので、ご理解ください。

【土砂災害警戒情報とは】

大雨警報(十砂災害)が発表されている状況で、命 に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしく ない状況となったときに、対象となる市町を特定し て警戒を呼びかける情報で、愛媛県と松山地方気象 台が共同で発表します。

【緊急速報メールとは】

携帯電話事業者が無料で提供するサービスで、 災害・避難情報等を特定のエリア内の対応端末に一 斉に配信するものです。

| 問:愛媛県砂防課 電話:089-912-2700 消防本部防災対策課 電話:72-0131

■ お知らせ 医療費受給者証の更新手続き

次の各医療費受給者証の更新について、対象者 に更新申請書を郵送します。期間内に更新手続きを 行ってください。

【ひとり親家庭医療費受給者証】

持参していただくもの

印鑑、健康保険証、現在交付中のひとり親家庭 医療費受給者証、20歳以上の学生の方は在学証明 書、送付の更新申請書

※前年の所得に対し所得税が課税の場合、ひとり親 家庭医療は該当になりません。ただし、所得税の判 定は年少扶養控除廃止前の規定によって再計算す るため、源泉徴収票等で課税である方も該当する場 合がありますのでご相談ください。

※所得税が課税されていない場合は該当となります が、受給者証をお持ちでない方は更新手続きでなく 新たに申請が必要になりますので、収入や控除に増 減があった方はご注意ください。

【重度心身障害者医療費受給者証】

持参していただくもの

印鑑、健康保険証、現在交付中の重度心身障害者 医療費受給者証、身体障害者手帳、療育手帳、送付 の更新申請書

- ▶申請期間 いずれも6月18日休~26日金
- ▶申請(手続き)場所 町民課または各支所

| 問:町民課 電話:72-7300

■ お知らせ 国民健康保険税の算定方法変更

令和2年度の国の税制改正により、新たに国民健康保険税に 係る賦課限度額の引き上げと、軽減措置の対象範囲が拡大され ます。これにより、基礎課税額に係る賦課限度額を61万円から 63万円に、介護納付金課税額に係る賦課限度額を16万円から 17万円に引き上げます。

また、低所得者の負担軽減のため、国民健康保険税の5割軽 減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を下記のと おり引き上げます。

▶保険税の賦課限度額の引き上げ

| 区分 | 医療分 | 支援金分 | 介護分 | |
|-----|----------------|------|----------------|--|
| 現在 | 61 万円 | 19万円 | 16万円 | |
| 改正後 | 63万円 (+2万円) | 19万円 | 17万円 (+1万円) | |

∥問:税務課 電話:72-7301



愛南町 ホーム ページ

▶低所得者に係る保険税軽減の拡充 【5割軽減】

| 区分 | 基準となる所得金額 |
|-----|---|
| 現在 | 世帯主と加入者の合計所得が 33 万円+ (280,000 円×加入者数) 以下 |
| 改正後 | 世帯主と加入者の合計所得が 33 万円+ (285,000 円×加入者数) 以下 |

例)夫婦2人、子ども1人で夫の給与収入のみの場合 (3人世帯) →収入約 193万円以下を収入約 195万円以下に拡充

【2割軽減】

| 区分 | 基準となる所得金額 |
|-----|---|
| 現在 | 世帯主と加入者の合計所得が 33 万円+ (510,000 円×加入者数) 以下 |
| 改正後 | 世帯主と加入者の合計所得が 33 万円+ (520,000 円×加入者数) 以下 |

例) 夫婦2人、子ども1人で夫の給与収入のみの場合(3人世帯) →収入約291万円以下を収入約295万 円以下に拡充



■ お知らせ 児童手当のご案内

児童手当は、15歳到達後の最初の3月31日まで の間にある児童(中学校修了前の児童)を養育してい る方に支給されます。

▶支給手続き 児童を養育する家計の主たる生計 維持者が申請し、住所地の市区町村長(公務員の方 は勤務先)の認定を受けることにより、申請した翌 月分から支給されます。

▶支給月額

- ○3歳未満:一律15,000円
- ○3歳以上小学校終了前:

第1子 · 第2子10,000円、第3子以降15,000円

○中学生:一律10,000円

※ただし、児童を養育している方の前年(1月から 5月までの月分については前々年)の所得が所得制 限限度額以上の場合は、特例給付として児童1人当 たり月額一律5,000円を支給します。

▶支払時期 毎年2月、6月、10月に、それぞれ の前月分までが支給されます。

児童手当を受けている方へ

現在、児童手当を受給されている方は、毎年6月 1日から30日(土日・祝日は除く)の間に「現況届」 を提出しなければなりません。これは毎年6月1日 における状況を届け、児童手当を引続き受ける要件 があるかどうかを確認するためのものです。

現在、児童手当を受給されている 方には、個別に現況届の通知を郵送 しますので、必ず、6月30日火まで に保健福祉課または各支所で手続き をお願いします。



愛南町 ホーム

| 問:保健福祉課 電話:72-1212

6月15日例は児童手当支給日です

支払通知書は送付しませんので、通帳を記帳 して入金をご確認ください。

■募集 愛南町都市計画審議会委員募集

- ▶職務の内容 愛南町都市計画に関すること
- ▶報酬等の条件 日額7,000円(交通費別途支給)
- ▶公募人数 2人
- ▶任期 委嘱の日から2年間
- ▶応募資格 町内在住で都市計画に 興味のある方
- ▶募集期間 6月1日(1)~19日(金)

| 問:建設課 電話:72-7313



ページ

■ お知らせ 風しん抗体検査・予防接種

風しんの感染を拡大させないために、抗体保有率 が低い世代の男性に対して風しん抗体検査を実施 し、抗体が低い方には予防接種を実施します。

今年度対象者にはクーポン券を送付しています。 受診には事前予約が必要です。

▶今年度クーポン券配布対象者 昭和37年4月2日~

昭和47年4月1日生まれの男性 ※昭和47年4月2日~昭和54年4 月1日生まれの男性には前年度、 クーポン券を送付しています。



愛南町 ホーム ページ

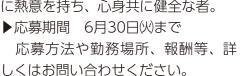
- ・有効期限は2020年3月末と記載されています が、そのまま今年度も使用できます。
- ・紛失された方には再発行できますので保健福祉課 にご連絡ください。
- ▶抗体検査実施場所
 - (1)医療機関(要予約)
 - (2)町の特定健診(予約先:保健福祉課)
 - (3)職場の健診(予約先:職場の健診担当)
- ▶費用:無料

※住民票が愛南町にある方が対象です

| 問:保健福祉課 電話:72-1212

■募 集 放課後児童クラブ支援員(補助員)募集

- ▶採用予定数 3名程度
- ▶応募資格 保育士の資格を有する 者、教員となる免許状を有する者。 または、児童の健全育成および指導 に熱意を持ち、心身共に健全な者。





愛南町 ホーム

| 問:保健福祉課 電話:72-1212

■ お知らせ こころの健康相談

こころの健康に関する相談を、城辺保健福祉セン ター(定期開催)や電話でお受けしています。

「眠れない」「不安で落ち着かな い」などのこころの不調を感じてお られる方、新型コロナウイルスの感 染拡大等による不安のある方は、下 記までご相談ください。



愛南町 ホーム

問:城辺保健福祉センター 電話:73-7400